



板倉町小規模企業振興条例をここに公布する。

令和4年3月14日

板倉町長

板倉町条例第1号

板倉町小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業の振興についての基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民の生活向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業支援団体」とは、板倉町商工会（以下「商工会」という。）その他の小規模企業者を支援する団体をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境、経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

2 小規模企業の振興は、小規模企業者の自立的な経営及び他の小規模企業者との連携を推進することを旨として行われなければならない。

(小規模企業者の努力)

第4条 小規模企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 小規模企業者は、その経営能力の向上等を図るため、小規模企業支援団体への加入及び相互連携に努めるものとする。

(小規模企業支援団体の努力)

第5条 小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 小規模企業支援団体は、小規模企業者の多様な需要に対応するため、当該小規模企業支援団体の職員の人材育成に取り組み、業務を遂行する能力の向上に努めるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、小規模企業者及び小規模企業支援団体に対して小規模企業の振興に係る必要な助言、情報の提供、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、小規模企業の振興に関する施策が効果的に実施されるよう、国、県、小規模企業支援団体その他の多様な主体との協働に努めるものとする。

3 町は、商工会が小規模企業に対して実施する事業計画の策定その他の経営の改善発達を支援する事業等について小規模企業者に寄り添った、かつ、きめ細やかな支援ができるよう、商工会に協力するよう努めるものとする。

4 町は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献、町民生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民の理解を深めるよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第7条 町民は、小規模企業の振興が地域経済の形成基盤と雇用環境の整備等の町民の生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 町は、経営資源の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力の向上を図るため、小規模企業に対する次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 商品又は役務の開発の促進、知的財産の創出、活用の促進等新たな事業の展開を促進するための施策
- (2) 商品の販売又は役務の提供を促進するための施策
- (3) 相談体制の整備等創業の促進又は事業の承継の円滑化を図るための施策
- (4) 就職支援の促進、職業能力の開発の促進等事業活動を担う人材の確保及び育成を

図るための施策

- (5) 融資制度の充実等資金の円滑な供給を図るための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。